

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月28日
【会社名】	加賀電子株式会社
【英訳名】	KAGA ELECTRONICS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚本 外茂久
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田三丁目1番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長である塚本外茂久は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定した業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、一部の連結子会社については、金額的および質的重要性の観点から僅小であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の連結売上高（連結会社間取引消去後）の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

当社連結子会社である加賀ハイテック株式会社（以下、「ハイテック」という）において、営業担当者による一部の得意先に対する不適切な取引及び会計処理が行なわれていた事実が発覚いたしました。不適切な取引及び会計処理の事実関係、影響額及び責任の所在を明らかにするとともに、類似事象の有無の確認について、平成24年4月5日に外部の有識者を加えた調査委員会を設置し、徹底した調査を行いました。当該調査により、会社未承認の値引の申し入れ・放置ならびに、商品の不適切な処分・放置が識別され、売上高の過大計上（売上値引の過少計上）と売掛金の過大計上が判明いたしました。なお、調査委員会による調査結果は、同年5月25日に当社ホームページにて公表されております。

本件については、不適切な取引を実行した従業員が会社に損害を与えることを認識しながら、故意に不正行為を行ったものでありますが、ハイテックにおいて業務プロセスの内部統制は整備されており、売掛金残高管理及び売上値引のプロセスにおける運用が業務管理者に徹底されていないものと判断いたします。

当該事業年度末日までに重要な不備が是正されなかった理由は、本件の疑義報告を平成24年2月29日にハイテックから受け、事実関係の概要を平成24年3月に認識し、外部の有識者を加えた調査委員会を設置したのが当事業年度末日後であり、是正措置を講じることができなかったためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、重要な不備を是正するために調査委員会からの提言をふまえて以下の再発防止策を講じ、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

1. ハイテックにおける内部統制の運用の徹底と再教育の実施
 - (1) 内部統制の運用の徹底
 - (2) 本件不適切な事案に関する共有と再教育の実施

2．内部統制のより一層の強化・実効性の向上

- (1) ハイテックにおける定期的な人事異動・ジョブローテーションの実施
- (2) ハイテックにおけるIT・情報システムのより一層の活用
- (3) 加賀電子グループにおける内部通報制度の実効性の強化
- (4) 加賀電子における子会社に対するモニタリング機能の強化
- (5) 加賀電子における子会社に対する業務管理支援

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。